

合併に係る事後開示書類

令和3年4月1日を効力発生日として、当社を吸收合併存続会社、京セラ宇部RFテック株式会社を吸收合併消滅会社とする吸收合併を行いました。会社法第801条第1項の定めに従い、下記のとおり、京セラ宇部RFテック株式会社の権利義務その他吸收合併に関する事項として会社法施行規則第200条に定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

1. 本件吸收合併が効力を生じた日

令和3年4月1日

2. 吸收合併消滅会社における手続きの経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、ならびに同法第785条、第787条の規定による手続きの経過

吸收合併消滅会社である京セラ宇部RFテック株式会社は当社の完全子会社であるため、会社法第784条の2および同法第785条の規定に基づく請求については該当がありません。また、同社の新株予約権は存在しないため、同法第787条に該当する事項はありません。

(2) 会社法第789条の規定による手続きの経過

京セラ宇部RFテック株式会社は、令和3年2月26日付の官報公告および知れたる債権者への個別催告により、本件吸收合併についての異議申述公告を行いましたが、異議申述期日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸收合併存続会社における手続きの経過

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本件吸收合併は、会社法第796条の2に掲げる場合に該当しません。

(2) 会社法第797条の規定による手続きの経過

当社は、会社法第796条第2項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本件吸收合併を実施したため、会社法第797条第1項但書きに該当し、反対株主の株式買取請求権は生じません。なお、会社法第797条第3項および第4項に基づき、令和3年2月26日付の電子公告により、吸收合併をする旨、ならびに京セラ宇部RFテック株式会社の商号および住所を公告いたしましたところ、所定の期間内に吸收合併に反対する旨の通知をしてきた株主はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続きの経過

当社は、令和 3 年 2 月 26 日付の官報および同日付の電子公告により、同条第 1 項第 1 号に掲げる債権者に対する本件吸収合併についての異議申述公告を行いましたが、異議申述期日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 存続会社が承継した消滅会社の重要な権利義務に関する事項

当社は、令和 3 年 4 月 1 日をもって、京セラ宇部 RF テック株式会社からその資産、負債その他の権利義務の一切を引き継ぎました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により消滅会社が備え置いた書面に記載された事項
(吸収合併契約の内容を除く。)

別紙のとおりです。

6. 本件吸収合併による変更の登記をした日

令和 3 年 4 月 1 日付で本件吸収合併による変更登記申請を行いました。

7. 前各号のほか、本件吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

令和 3 年 4 月 1 日

京都市伏見区竹田鳥羽殿町 6 番地

京セラ株式会社

代表取締役社長 谷本 秀夫

吸收合併に係る事前開示書類

令和 3 年 2 月 26 日

滋賀県野洲市市三宅 800
京セラ宇部 RF テック株式会社
代表取締役社長 小西 公紀

当社は、令和 3 年 2 月 3 日付で当社と京セラ株式会社との間で締結した合併契約書に基づき、令和 3 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を吸收合併消滅会社、京セラ株式会社を吸收合併存続会社とする吸收合併を行うこととしましたので、会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条に定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

1. 吸收合併契約の内容

令和 3 年 2 月 3 日付で当社と京セラ株式会社との間で締結した合併契約書は、別添 1 のとおりです。

2. 対価の相当性に関する事項

吸收合併存続会社である京セラ株式会社は当社の発行済株式全部を所有しているため、合併に際しては株式の発行および金銭等の交付は行いません。

3. 計算書類等に関する事項

(1) 吸收合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

最終事業年度(平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで)に係る計算書類等は別添 2 のとおりです。

(2) 吸收合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

京セラ株式会社は、令和 3 年 1 月 8 日に米国の Soraa Laser Diode, Inc.を完全子会社化しました。取得対価は、39,671 百万円の現金に、当社が取得日において保有していた持分の公正価値 4,131 百万円を加えた 43,802 百万円です。当社は、この取得対価の他に、同社の銀行借入の返済資金等として 6,898 百万円を負担しています。

(3) 吸收合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

最終事業年度の末日後における重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は、ありません。

4. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収合併存続会社である京セラ株式会社の令和2年3月31日現在の貸借対照表における資産および負債の額は、それぞれ2,520,096百万円および504,310百万円です。また、当社の同日現在の貸借対照表における資産および負債の額は、それぞれ824百万円および649百万円です。

従って、本吸収合併後の京セラ株式会社の資産の額は負債の額を充分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の同社の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておりません。よって、本吸収合併後における同社の債務については、履行の見込みがあると判断しております。

以上

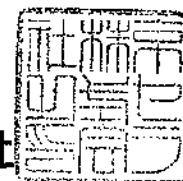
別添 2

計算書類等

第66期 事業報告

2019年4月 1日から

2020年3月31日まで



京セラ株式会社

代表取締役社長 谷本秀夫



事業報告（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の売上高は、1兆5,990億53百万円となり、前期に比べ微減となりました。M&Aの貢献もあり「産業・自動車用部品」の売上高は増加したものの、在庫調整の長期化及び、新型コロナウイルス感染症の拡大により世界景気が減速したことを受け、「電子デバイス」や「ドキュメントソリューション」の売上高が減少しました。

利益は、減価償却費等の増加による影響はあったものの、ソーラーエネルギー事業及び有機材料事業において前期に計上した構造改革費用等、約685億円の影響がなくなったことを主因に、前期に比べ増加しました。営業利益は53億70百万円(5.7%)増加の1,001億93百万円、税引前利益は同82億16百万円(5.8%)増加の1,488億26百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益は同45億11百万円(4.4%)増加の1,077億21百万円となりました。

なお、当期の平均為替レートは、対米ドルは前期に比べ2円(1.8%)円高の109円、対ユーロは7円(5.5%)円高の121円となりました。この結果、当期の邦貨換算後の売上高は前期に比べ約360億円、税引前利益は約115億円押し下げられました。

事業セグメント別の状況

① 産業・自動車用部品

売上高 3,410億93百万円(前期比 8.5%増)
事業利益 158億13百万円(前期比 58.9%減)
売上高構成比 21.3%

ディスプレイ等の車載向け部品の売上は減少したものの、機械工具の売上がM&Aの貢献により増加したことから、当事業セグメントの売上高は増加しました。一方、事業利益は、産業機械市場及び自動車関連市場向け製品の売上減少に加え、前期に実施した設備投資に伴う減価償却費の増加もあり減少しました。

② 半導体関連部品

売上高 2,472億28百万円(前期比 0.8%減)
事業利益 305億11百万円(前期比 179.1%増)
売上高構成比 15.5%

当事業セグメントの売上高は、前期と比べほぼ横ばいとなりました。一方、事業利益は、有機材料事業において、前期に計上した約162億円の減損損失の影響がなくなったことに加え、同事業の収益性が改善し黒字化したことにより増加しました。

③ 電子デバイス

売上高 3,241 億 13 百万円（前期比 11.2% 減）
事業利益 317 億 44 百万円（前期比 52.6% 減）
売上高構成比 20.3%

AVX CORPORATION（以下「AVX」）の売上が、ディストリビューターでの在庫調整の長期化及び自動車関連市場の需要停滞に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による世界的な景気減速の影響を受け減少したことにより、当事業セグメントの売上高は減少しました。事業利益は、減収の影響に加え、AVXにおいて訴訟関連費用等の一時費用を約 100 億円計上したことにより減少しました。

④ コミュニケーション

売上高 2,520 億 62 百万円（前期比 0.0% 減）
事業利益 114 億 50 百万円（前期比 10.2% 増）
売上高構成比 15.8%

情報通信サービス事業の売上は、主に ICT 事業の増加により微増となったものの、通信機器事業の売上が、海外向け携帯端末の投入モデル絞り込みにより微減となったことから、当事業セグメントの売上高は前期と比べ横ばいとなりました。事業利益は、通信機器事業の原価低減等による収益性の改善により増加しました。

⑤ ドキュメントソリューション

売上高 3,599 億 15 百万円（前期比 4.1% 減）
事業利益 344 億 89 百万円（前期比 20.8% 減）
売上高構成比 22.5%

当事業セグメントは、為替の影響に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による世界的な景気減速の影響により需要が減少したことから、減収減益となりました。

⑥ 生活・環境

売上高 866 億 91 百万円（前期比 8.2% 増）
事業利益 △111 億 98 百万円（前期比 558 億 18 百万円改善）
売上高構成比 5.4%

当事業セグメントの売上高は、ソーラーエネルギー事業の増収を主因に増加しました。事業損失は、同事業において前期に計上した約 523 億円のポリシリコン原材料に関する長期購入契約の和解費用等の影響がなくなったことに加え、構造改革等による原価低減が進んだことにより縮小しました。

（2）設備投資の状況

当期は、主に電子デバイス及び産業・自動車用部品において、旺盛な需要に対応するための生産能力の拡大及び生産性向上のための設備投資や、国内工場建屋、研究開発拠点の新設のための設備投資を行いました。

前期の積極的な設備投資の影響もあり、当期の設備投資金額は、前期に比べ 110 億 46 百万円（9.4%）減少の 1,060 億 3 百万円となりました。

所要資金については、主に自己資金を充当しています。

(3) 対処すべき課題

当社はグループ内に有しているさまざまな経営資源の連携により、総合力を最大限に発揮し、高成長・高収益企業の実現を目指しています。特に「情報通信」、「自動車関連」、「環境・エネルギー」、「医療・ヘルスケア」を重点市場と捉え、M&A の推進や研究開発の強化に努めるとともに、生産性倍増への取り組みを進めています。

1) M&A の推進

第64期以降に実施した主なM&A等

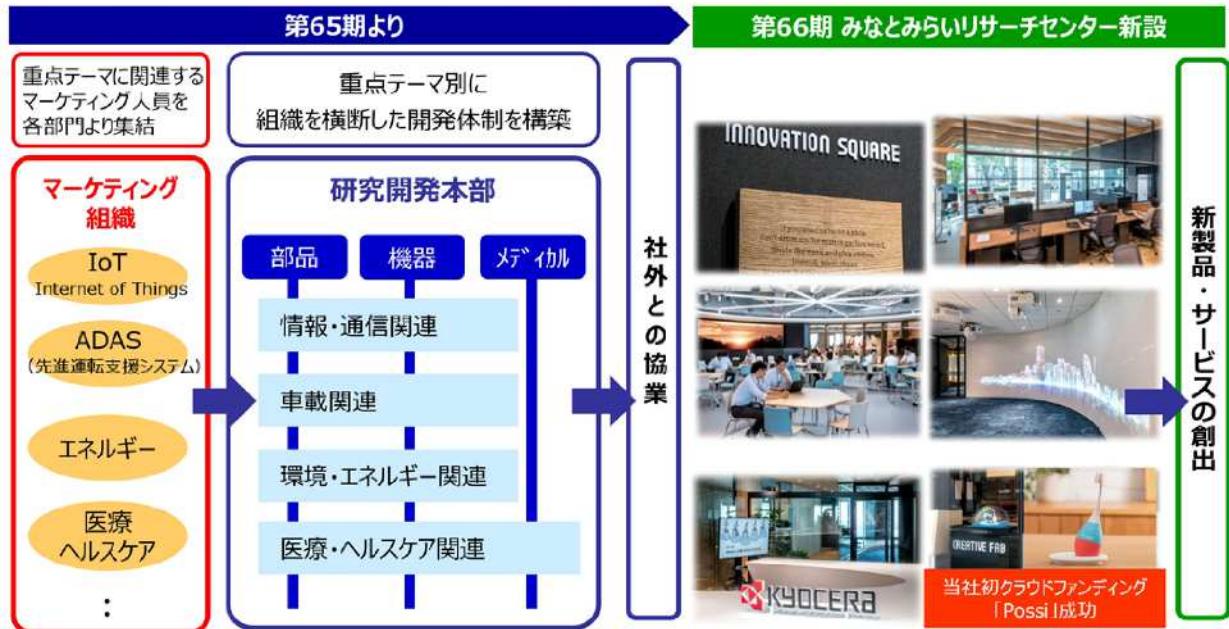
	第64期	第65期	第66期
産業・自動車用部品 ファインセラミック部品 ▶ 生産体制、製品力の強化			H.C. Starck Ceramics (ドイツ／SiSiC ¹ など非酸化物) Friatec (ドイツ／酸化物、メタライズ等) 宇部興産(株)との合弁会社設立 (日本／5G ² 基地局用部品)
機械工具 ▶ 事業領域の拡大	SENCO (アメリカ／空圧工具) リヨービ(株) 電動工具事業 (日本)	Van Aerden Group (オランダ／空圧工具)	SouthernCarlson (アメリカ／工具の販売)
電子デバイス AVX ▶ 通信、自動車市場での事業拡大	TT Electronics 自動車センサー事業 (イギリス) Ethertronics (アメリカ／無線通信用小型アンテナ)	Kumatec (ドイツ／自動化生産ライン)	AVXの完全子会社化 (少数株主持分 約28%を取得)
ソリューション 京セラドキュメントソリューションズ ▶ 包括サービスの構築	DataBank (アメリカ／ECM、ドキュメントBPO)	Alos (ドイツ／ECM) Janus (チェコ・スロバキア／販売、サービス)	Huon IT (オーストラリア／ICT)
生活・環境 メディカル ▶ 米国事業の拡大		Renovis (アメリカ／脊椎製品、人工関節)	<small>*1 Silicon-Infiltrated Silicon Carbide</small> <small>*2 第5世代移動通信システム</small>

上記 M&A の実施により、新たに約 2,000 億円規模の売上増加となりました。今後、この売上拡大を利益の向上に結び付けることが重要課題と考えています。

現在、M&A により取得した各事業と既存事業とのシナジーを早急に実現するため、事業戦略、販売・管理体制、システム連携等の経営統合 (PMI : Post-Merger Integration) に取り組んでいます。これにより、一層の売上拡大及び採算改善を進め、利益成長への本格貢献を図ります。

2) 研究開発の強化

研究開発体制の再編：ソフトウェア開発の強化及びオープンイノベーションの推進



新製品開発・新事業創造に向けて研究開発体制を再編しました。

前期には、研究開発部門とマーケティング部門との連携を進めるとともに、重点テーマ別に組織を横断した開発体制を構築しました。また、当期には、技術者の集約及び社外との協業推進に向けて、新たに「みなとみらいリサーチセンター」を設立しました。これらの取り組みにより、ソニー株式会社とライオン株式会社との協業で、子供用歯ブラシ「Possi」を開発しました。

今後も自社開発にとどまらず、オープンイノベーションの推進により、「人類、社会の進歩発展に貢献する」新製品及びサービスの創出に努めます。

3) 生産性倍増に向けた取り組み

製造及び間接部門における生産性倍増に向けた取り組み



当社は、グループをあげて生産性倍増に取り組んでいます。

製造部門においては、モデル事業部によるAI（人工知能）やロボットの活用による自動化等の効果を検証し、他部門・他拠点への展開を進めています。また、間接部門においては、デジタル化の推進による働き方改革に取り組み、業務効率の向上を図るとともに、サービス価値の最大化に努めます。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、製造部門、間接部門とともに、省人化や在宅勤務等への迅速な対応が求められましたが、これらの取り組みにより、順調に対処することができています。今後も引き続き、生産性倍増に向けた活動を推進してまいります。

4) 持続的成長に向けて

新型コロナウイルス感染症の拡大により、当社も各国政府の方針や行動計画に基づき生産を停止する等、事業活動に大きな影響を受けました。今後もさまざまな要因による事業環境の変化が想定されますが、当社は、今回の新型コロナウイルス感染症への対応を今後の経営に活かし、事業基盤の強化に努めます。

また、デジタル改革による価値創造が産業社会の潮流となる中、当社は新たな成長領域で積極的に事業を展開し、成長のスピードアップを図ります。これに向けて、以下の3点を進めます。

- 当社のコア技術であるセラミック等の素材技術から部品、デバイス・機器、システム・サービスまでの多岐にわたる経営資源の一層の活用
- 成長事業への積極投資及び研究開発の強化
- グループを挙げたデジタル化の推進

対処すべき課題は以下のとおりです。

①新型コロナウイルス感染症への対応

当社は、お客様、お取引先様、従業員並びにご家族の健康維持を最優先に、感染予防・感染拡大の防止に努めています。具体的には、お客様の要求に応えるための生産を優先する一方、不急の生産の停止や在宅勤務等を実施しています。また、子女が通う学校の臨時休校に伴い、通勤や在宅勤務が困難な社員へ特別休暇を付与する等の措置を講じています。

②成長市場への積極展開

5GやADAS、IoT、ヘルスケア等の分野は、今後ますますの普及・発展が見込まれます。これらの分野に向けて当社は、グループ内シナジーの追求及び、M&Aを含む外部協業を進め、既存事業の拡大を図るとともに、新事業の創出に努めます。

具体的には、5G基地局用部品、センサー・カメラ等のADAS関連製品のラインナップの拡充や、ドキュメント関連の課題を解決するドキュメントソリューションサービスの強化、メディカル事業の海外展開等に取り組みます。

また、これらの製品の生産能力拡大に向けた設備投資や、新製品創出に向けた研究開発投資を積極的に進めます。

③新たな事業領域の開拓

当社は、社会課題の解決に向けて、既存事業で培った技術等を基に、外部との協業を通じ、新たな事業領域の開拓を図ります。

スマートエナジー事業においては、再生可能エネルギーの普及や自家発電・自家消費需要への対応に向けた、高品質・低成本の機器・システム販売及びサービス事業の拡大に努めます。

また、交通の安全性や利便性の改善を実現するモビリティ事業の拡大を図ります。センシングデバイス等のADAS関連の部品と通信機器等を連携させ、次世代交通システムの構築に取り組みます。

④経営基盤の強化

当社は、デジタル化の推進により、グループの経営基盤の強化を進めます。製造現場への協働型ロボットの導入による生産性の向上に加え、AIを活用した品質管理や顧客要求への対応強化に努めます。2020年4月には、これらの取り組みのさらなる強化と管理部門の業務改善に向けて、デジタル化の推進を担う専門部門を新設しました。

これらの取り組みによる働き方改革及び、デジタル技術を活用した生産・販売・物流管理の強化により、持続可能な企業運営に努めます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分	第63期 2017年3月期		第64期 2018年3月期		第65期 2019年3月期	第66期 2020年3月期
	米国基準	IFRS	米国基準	IFRS	IFRS	IFRS
売上高 (百万円)	1,422,754	1,577,039	1,577,039	1,623,710	1,599,053	
税引前利益 (百万円)	137,849	131,866	129,992	140,610	148,826	
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百万円)	103,843	81,789	79,137	103,210	107,721	
基本的1株当たり親会社の 所有者に帰属する当期利益 (円)	282.62	222.43	215.22	284.94	297.36	
資産合計 (百万円)	3,110,470	3,157,077	3,128,813	2,968,475	3,250,175	
親会社の所有者に 帰属する持分 (百万円)	2,334,219	2,336,246	2,325,791	2,265,919	2,432,134	
1株当たり親会社の所有者に 帰属する持分 (円)	6,347.95	6,353.54	6,325.11	6,263.71	6,710.59	

- (注) 1. 当社は第65期より、従来の米国会計基準に替えて、IFRSに基づき連結計算書類を作成しています。これにより、IFRSに準拠した科目で表示しています。
また、第64期についてもIFRSに組み替えた数値を併せて記載しています。
2. 基本的1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益は期中平均発行済株式数(自己株式控除後)により、1株当たり親会社の所有者に帰属する持分は期末発行済株式数(自己株式控除後)により算出しています。
3. 第64期は、情報通信、自動車関連並びに産業機械市場での旺盛な部品需要に加え、積極的な生産能力拡充、並びにM&Aの貢献もあったことから、売上高は63期に比べ増加しました。親会社の所有者に帰属する当期利益は、ソーラーエネルギー事業において、ポリシリコン原材料の長期購入契約等に関する引当損失を計上したこと、及び米国税制改正等に伴い、米国子会社にて一時的な税金費用を計上したことから、63期に比べ減少しました。
4. 第65期は、64期に実施したM&Aの貢献もあり、売上高は64期に比べ増加しました。親会社の所有者に帰属する当期利益は、ソーラーエネルギー事業及び有機材料事業において構造改革費用等を計上しましたが、增收及び各部門での原価低減効果、及び税金費用の減少もあり、64期に比べ増加しました。税金費用の減少の主な要因は、米国税制改正による一時的な税金費用の影響がなくなったこと、及び旧京セラディスプレイの吸収合併に伴い、同社の繰越欠損金等に係る繰延税金資産を認識したことによるものです。
5. 第66期の売上高は、M&Aの貢献はあったものの、在庫調整の長期化及び、新型コロナウィルス感染症の拡大により世界景気が減速を受け、前期に比べ微減となりました。親会社の所有者に帰属する当期利益は、減価償却費等の増加による影響はあったものの、ソーラーエネルギー事業及び有機材料事業において前期に計上した構造改革費用等の影響がなくなったことを主因に、前期に比べ増加しました。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

京セラグループは、ファインセラミック部品及びファインセラミック技術を応用した各種製品、並びに通信機器、情報機器等の製造販売を行っており、その製品は極めて多品目にわたっています。主要なものは次のとおりです。

事業セグメント	事業内容	主要製品・事業
産業・自動車用部品	産業機械や自動車市場向けに各種ファインセラミック部品やカメラモジュール、液晶ディスプレイを供給しています。また、切削工具や空圧・電動工具等の機械工具を、自動車や一般産業、建築市場へ供給しています。	各種ファインセラミック部品 自動車用部品 液晶ディスプレイ 機械工具
半導体関連部品	電子部品やICを保護するパッケージ、及びそれらの部品を実装する高密度な有機多層ボードを、情報通信や自動車関連市場等へ供給しています。	セラミックパッケージ 有機多層パッケージ・ボード
電子デバイス	スマートフォン等の身近な製品から産業機器まで、幅広い分野にさまざまな電子部品やデバイスを供給しています。	各種電子部品（コンデンサ、水晶部品、コネクタ、パワー半導体等） プリンティングデバイス
コミュニケーション	高耐久やシニア向け等の独自機能を搭載した通信端末に加え、自動車搭載用やIoTをサポートする通信モジュール及び企業の経営を支えるICTソリューション、並びに通信基盤を支える情報通信サービスを提供しています。	スマートフォン、携帯電話 通信モジュール（車載・IoT） 情報通信サービス
ドキュメントソリューション	環境性に優れたプリンター/複合機、商業用インクジェットプリンターなど幅広いラインアップに加え、ドキュメント関連の課題を解決するドキュメントソリューションサービスを提供しています。	プリンター/複合機 商業用インクジェットプリンター ドキュメントソリューションサービス サプライ製品
生活・環境	ソーラーエネルギー関連製品や医療用製品、宝飾品、キッチングッズ等、生活・環境に関わる製品を供給しています。	太陽光発電システム関連製品 医療機器 宝飾品 セラミックナイフ

(6) 重要な子会社の状況（2020年3月31日現在）

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
京セラドキュメントソリューションズ株式会社	12,000 (百万円)	100.00%	プリンター、複合機等の開発、製造、販売並びにドキュメントソリューションサービスの提供
京セラコミュニケーションシステム株式会社 ※1	2,986 (百万円)	76.30	情報通信サービス等の提供
京セラ（中国）商貿有限公司	10,000 (千米ドル)	90.00	機械工具、セラミックパッケージ並びに各種電子部品等の販売
京セラ（天津）太陽エネルギー有限公司	30,200 (千米ドル)	90.00	太陽光発電システム関連製品の製造
東莞石龍京セラ有限公司	472,202 (千香港ドル)	90.00	液晶ディスプレイ及び機械工具等の製造
上海京セラ電子有限公司	17,321 (百万円)	100.00	セラミックパッケージの製造
京セラ韓国株式会社	1,200 (百万ウォン)	100.00	半導体関連部品及び電子部品等の販売
KYOCERA ASIA PACIFIC PTE. LTD.	35,830 (千米ドル)	100.00	機械工具、半導体関連部品、並びに各種電子部品等の販売等
AVX CORPORATION ※2	1,763 (千米ドル)	100.00	各種電子部品の開発、製造並びに販売
KYOCERA INTERNATIONAL, INC.	34,850 (千米ドル)	100.00	各種ファインセラミック部品及び半導体関連部品等の製造及び販売並びに通信端末等の販売
KYOCERA FINECERAMICS GmbH ※3	1,687 (千ユーロ)	100.00	各種ファインセラミック部品、半導体関連部品並びにプリントイングデバイス等の販売

（注）※1 2020年4月1日付で、出資比率が76.64%へ変更となりました。

※2 2020年3月30日に、AVX CORPORATION の少数株主が保有する普通株式の全てを取得し、同社を当社の完全子会社としました。

※3 2020年4月1日付で、KYOCERA EUROPE GmbH へ社名変更を行いました。

(7) 主要拠点（2020年3月31日現在）

本社： 京都市伏見区竹田鳥羽殿町 6 番地	
国内の主要拠点： 当社 北海道北見工場 山形東根工場 福島郡山工場 東京青梅工場 川崎工場 神奈川秦野工場 新潟新発田工場 富山入善工場 長野岡谷工場 滋賀蒲生工場 滋賀八日市工場 滋賀野洲工場 京都綾部工場 鹿児島川内工場 鹿児島国分工場 鹿児島隼人工場 東京事業所 横浜事業所 横浜中山事業所 大阪大東事業所 みなとみらいリサーチセンター（神奈川県） けいはんなリサーチセンター（京都府） ものづくり研究所（鹿児島県） 京セラインダストリアルツールズ株式会社（広島県） 京セラコミュニケーションシステム株式会社※1（京都府） 京セラドキュメントソリューションズ株式会社（大阪府） 京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社（東京都） 株式会社京セラソーラーコーポレーション※1（京都府） 京セラ興産株式会社（東京都） 株式会社ホルム（鹿児島県） 株式会社ホルムリンクセイ京都（京都府）	海外の主要拠点： 京セラ（中国）商貿有限公司（中国） 東莞石龍京セラ有限公司（中国） 上海京セラ電子有限公司（中国） 京セラドキュメントテクノロジー（東莞）有限公司（中国） 京セラ（天津）太陽エネルギー有限公司（中国） 韓国京セラ精工株式会社（韓国） 京セラ韓国株式会社（韓国） KYOCERA ASIA PACIFIC PTE. LTD.（シンガポール） KYOCERA VIETNAM CO., LTD.（ベトナム） KYOCERA DOCUMENT TECHNOLOGY VIETNAM CO., LTD.（ベトナム） KYOCERA DISPLAY (THAILAND) CO., LTD.※2（タイ） KYOCERA INTERNATIONAL, INC.（米国） KYOCERA SENCO INDUSTRIAL TOOLS, INC.（米国） KYOCERA INDUSTRIAL TOOLS, INC.（米国） AVX CORPORATION（米国） KYOCERA DOCUMENT SOLUTIONS AMERICA, INC.（米国） KYOCERA DOCUMENT SOLUTIONS EUROPE B. V.（オランダ） KYOCERA DOCUMENT SOLUTIONS DEUTSCHLAND GmbH（ドイツ） TA TRIUMPH-ADLER GmbH（ドイツ） KYOCERA FINECERAMICS GmbH（ドイツ） KYOCERA UNIMERCO A/S（デンマーク）

（注）※1. 2020年4月1日付で、次のとおり事業再編を行いました。

株式会社京セラソーラーコーポレーションを京セラコミュニケーションシステム株式会社へ吸収合併。

※2. 2020年4月1日付で、Kyocera (Thailand) Co., Ltd へ社名変更を行いました。

(8) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

①当社グループの従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
産業・自動車用部品	16,934名	1,075名増
半導体関連部品	8,896名	12名減
電子デバイス	19,225名	1,729名減
コミュニケーション	4,631名	169名増
ドキュメントソリューション	19,724名	1,185名減
生活・環境	2,832名	38名増
その他	1,433名	129名増
本社部門	1,830名	157名増
合 計	75,505名	1,358名減

(注) 従業員数は就業人員数です。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
19,352名	84名増	41.4歳	17.7年

(注) 従業員数は就業人員数です。

(9) 主要な借入先（2020年3月31日現在）

借入先	借入残高（百万円）
株式会社京都銀行	45,000
株式会社三菱UFJ銀行	15,000

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 600,000,000 株
- (2) 発行済株式総数 377,618,580 株
 - (うち自己株式数 15,186,354 株)
- (3) 株主数 50,335 名
- (4) 大株主 (上位 10 名)

株 主 名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	54,811	15.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	24,715	6.82
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	14,896	4.11
株式会社京都銀行	14,436	3.98
稻盛 和夫	10,212	2.82
公益財団法人稻盛財団	9,360	2.58
ケイアイ興産株式会社	7,099	1.96
京セラ自社株投資会	6,281	1.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 5)	5,735	1.58
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	5,706	1.57

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	山 口 悟 郎	
代表取締役社長	谷 本 秀 夫	執行役員社長
取 締 役	石 井 健	執行役員専務、機械工具事業本部長
取 締 役	触 浩	執行役員専務、半導体部品有機材料事業本部長
取 締 役	伊 達 洋 司	執行役員専務、電子部品事業本部長
		執行役員常務
取 締 役	伊 奈 憲 彦	京セラドキュメントソリューションズ株式会社 代表取締役社長
取 締 役	巖 島 圭 司	執行役員常務、通信機器事業本部長
取 締 役	嘉 野 浩 市	執行役員常務、関連会社統括本部長
取 締 役	青 木 昭 一	執行役員常務、経営管理本部長
取 締 役	佐 藤 隆	執行役員常務、総務人事本部長
取 締 役	神 野 純 一	執行役員常務、法務知的財産本部長
取 締 役	ジョン・サービス	AVX CORPORATION 取締役会長、最高経営責任者兼社長
取 締 役	ロバート・ウィスラー	KYOCERA INTERNATIONAL, INC. 取締役社長
取 締 役	溝 端 浩 人	公認会計士、税理士、溝端公認会計士事務所代表
取 締 役	青 山 敦	立命館大学大学院テクノロジー・マネジメント研究科教授
取 締 役	古 家 野 晶 子	弁護士、弁護士法人古家野法律事務所社員
常 勤 監 査 役	原 田 斎	
監 査 役	西 枝 攻	弁護士
監 査 役	坂 田 均	弁護士、御池総合法律事務所パートナー
監 査 役	秋 山 正 明	公認会計士

- (注) 1. 2019年6月25日開催の第65期定時株主総会において、古家野晶子氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 小野寺正氏は、2019年6月25日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
3. 当期におけるその他の重要な兼職の状況
- (1) 代表取締役会長 山口悟郎、代表取締役社長 谷本秀夫、取締役 触浩、嘉野浩市 及び 青木昭一の各氏は、AVX CORPORATION の取締役を務めております。
 - (2) 代表取締役会長 山口悟郎氏は、KDDI 株式会社の社外取締役を務めております。
 - (3) 取締役 溝端浩人氏は、山喜株式会社及び株式会社日本エスコンの社外取締役（監査等委員）を務めております。
 - (4) 監査役 坂田均氏は、日本新薬株式会社の社外取締役を務めております。
 - (5) 監査役 秋山正明氏は、株式会社ジョイフル本田の社外監査役を務めております。
また、同氏は2019年8月31日までユナイテッド・アーバン投資法人の監督役員を務めておりました。
4. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係
- (1) 取締役 溝端浩人氏が代表を務める溝端公認会計士事務所と当社との間に特別な関係はありません。また、同氏が社外取締役（監査等委員）を務める山喜株式会社及び株式会社日本エスコンと当社との間に特別な関係はありません。
 - (2) 取締役 青山敦氏が大学院教授を務める立命館大学と当社とは、電子デバイス分野における技術指導契約（60万円）を締結していますが、同氏が教授を務めるテクノロジー・マネジメント研究科との契約はありません。
 - (3) 取締役 古家野晶子氏が社員を務める弁護士法人古家野法律事務所と当社との間に特別な関係はありません。

- (4) 監査役 坂田均氏がパートナーを務める御池総合法律事務所と当社との間に特別な関係はありません。また、同氏が社外取締役を務める日本新薬株式会社と当社との間に特別な関係はありません。
- (5) 監査役 秋山正明氏が社外監査役を務める株式会社ジョイフル本田と当社との間に特別な関係はありません。また、同氏が2019年8月31日まで監督役員を務めていたユナイテッド・アーバン投資法人と当社との間に特別な関係はありません。
5. 取締役のうち 溝端浩人、青山敦 及び 古家野晶子の各氏は、社外取締役であります。また、監査役のうち 坂田均 及び 秋山正明の両氏は、社外監査役であります。
6. 監査役 原田斉氏は、経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役 秋山正明氏は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 当社は、取締役 溝端浩人、青山敦 及び 古家野晶子 並びに 監査役 坂田均 及び 秋山正明の各氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定しております。
9. 取締役の「担当及び重要な兼職の状況」は、2020年4月1日付で次のとおり異動しております。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	石井 健	機械工具事業本部長付

(2) 当期に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	16名 (4名)	385百万円 (38百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	57百万円 (21百万円)
合計	20名	442百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には譲渡制限付株式報酬の当期の費用計上額 49 百万円が含まれています。
2. 取締役（社外取締役を除く）へは、上記表中の報酬等の額とは別に、使用人兼務取締役の使用人分報酬等として 452 百万円を支給しています。
3. 当期末現在の取締役は 16 名（うち社外取締役は 3 名）、監査役は 4 名（うち社外監査役は 2 名）であります。
4. 取締役及び監査役の報酬については、2009年6月25日開催の第55期定時株主総会並びに2019年6月25日開催の第65期定時株主総会において、次のとおり決議しています。

[取締役の報酬額（総額）]

基本報酬：年額 4 億円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）

取締役賞与：年額 3 億円を上限として当該期の親会社の所有者に帰属する当期利益の 0.2% 以内（※）

（※） 2009年6月25日時点では、米国会計基準に基づき「連結当期純利益の0.2%以内」と決議しましたが、第65期よりIFRSに準拠した科目名称に変更しています。

譲渡制限付株式報酬：年額 1 億円以内、かつ、親会社の所有者に帰属する当期利益の 0.1% 以内

（発行または処分される普通株式の総数は年 25,000 株以内）

[監査役の報酬額（総額）]

基本報酬：年額 1 億円以内

(3) 社外役員に関する事項

① 当期における社外役員の主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
社 外 取 締 役	溝 端 浩 人	当期の取締役会 13 回すべてに出席し、公認会計士としての豊富な知識と経験から発言を行っております。
社 外 取 締 役	青 山 敦	当期の取締役会 13 回すべてに出席し、大学院教授としての豊富な知識と経験から発言を行っております。
社 外 取 締 役	古 家 野 晶 子	当社取締役就任後の当期の取締役会 11 回すべてに出席し、弁護士としての豊富な知識と経験から発言を行っております。
社 外 監 査 役	坂 田 均	当期の取締役会 13 回すべてに、また監査役会 8 回すべてに出席し、弁護士としての豊富な知識と経験から発言を行っております。
社 外 監 査 役	秋 山 正 明	当期の取締役会 13 回すべてに、また監査役会 8 回すべてに出席し、公認会計士としての豊富な知識と経験から発言を行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第28条または第36条の規定により、社外取締役及び社外監査役の全員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

内 容	金 額
当期に係る会計監査人としての報酬等の額	245百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	487百万円

- (注) 1. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、「当期に係る会計監査人としての報酬等の額」には、これらの合計金額を記載しています。
3. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、過年度の監査内容、監査時間及び監査報酬の内訳や推移を確認の上、当該事業年度の報酬見積りを検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っています。

(3) 非監査業務の内容

当社の子会社は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として財務報告に関する助言・指導業務等を、PwC京都監査法人に依頼し、対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると判断した場合には、監査役会規則に基づき、会計監査人を解任します。また、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案の内容とすることを決定します。

5. 会社の体制及び方針

当社は取締役会において、次のとおり、コーポレート・ガバナンス及び内部統制の基本方針を決議しております。

京セラグループ コーポレート・ガバナンス及び内部統制の基本方針

京セラグループは、「敬天愛人」を社是とし、「全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時に、人類、社会の進歩発展に貢献すること」を経営理念に掲げている。

京セラグループは、公平、公正を貫き、良心に基づき、勇気をもって事に当たる。そして、透明性の高いコーポレート・ガバナンス及び内部統制を実現する。

取締役会は、社是及び経営理念をもとにコーポレート・ガバナンス及び内部統制の基本方針を次のとおり定める。

この基本方針は、会社法第362条第5項及び第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に基づき、当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、また当社及び京セラグループの業務の適正を確保するための体制の整備に関する方針を示したものである。

I. コーポレート・ガバナンス

1. コーポレート・ガバナンスの方針

取締役会は、京セラグループのコーポレート・ガバナンスを「業務を執行する取締役に健全かつ公明正大に企業を経営させる仕組み」と定義する。

コーポレート・ガバナンスの目的は、経営の健全性及び透明性を維持するとともに、公正かつ効率的な経営を遂行し、京セラグループの経営理念を実現することにある。

取締役会は、京セラグループの経営の根幹をなす企業哲学「京セラフィロソフィ」(注)を、取締役及びグループ内で働く従業員に浸透させ、健全な企業風土を構築していく。取締役会は、「京セラフィロソフィ」の実践を通じ、コーポレート・ガバナンスを確立する。

(注)「京セラフィロソフィ」は、当社の創業者が自ら培ってきた経営や人生の考え方をまとめた企業哲学であり、人生哲学である。「京セラフィロソフィ」には、「人間として何が正しいか」を物事の根本的な判断基準として、経営の基本的な考え方から日々の仕事の進め方に及ぶ広範な内容を含んでいる。

2. コーポレート・ガバナンス体制

取締役会は、前記1.の方針のもと、京セラグループの中核会社である当社のコーポレート・ガバナンス体制を下記のとおり定め、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。また、取締役会は、適宜コーポレート・ガバナンス体制のあるべき姿を求め、この体制を進歩発展させるものとする。

(1) コーポレート・ガバナンスの機関

取締役会は、コーポレート・ガバナンスの機関として、株主総会で承認された定款の規定に従い、監査役及び監査役会を設置する。また、監査役及び監査役会の監査の実効性を確保するため、取締役は次の事項を遵守する。

① 監査役の職務を補助する従業員に関する事項

(当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項を含む。)

代表取締役は、監査役の要求に応じ、監査役及び監査役会の職務を補助するための従業員を、監査役と事前協議のうえ人選し配置する。また、当該従業員は当社の就業規則に従うが、監査役及び監査役会の職務に係る当該従業員への指揮命令権は各監査役に属するものとし、代表取締役は当該指揮命令権を不当に制限しない。また、当該従業員の異動、処遇(査定を含む)、懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施するものとする。

② 取締役及び従業員その他の関係者が監査役に報告をするための体制

(報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を含む。)

各取締役は、法令、定款違反またはその可能性のある事実を発見した場合並びに京セラグループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合には、直ちに監査役会に報告するものとする。また、各取締役は、監査役会規則に基づく監査役または監査役会からの報告の要求については、その要求に応える。

代表取締役は、内部監査部門から監査役へ定期的に内部監査の状況を報告させるほか、監査役から特定の部門に関する業務執行状況の報告を要求された場合は、当該部門から監査役へ直接報告させる。また、代表取締役は、京セラグループの役員及び従業員、取引先をはじめとした全ての関係者が監査役会に直接通報できるよう、監査役会が設ける「京セラ監査役会通報制度」を維持する。

代表取締役は、監査役会に報告した者に対し当該報告をしたことを理由として懲戒や異動など不利な取扱いを行わない。

③ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

代表取締役は、監査役会規則に基づく監査役からの費用請求に対しては、その支払いに応じるものとする。

④ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制として監査役から次の要求がある場合は、その要求に応える。

a. 重要な会議への出席

b. 重要な会議の議事録、重要な稟議書、重要な契約書等の閲覧

c. 代表取締役との経営全般に関する意見交換等の会合

(2) 京セラフィロソフィ教育

代表取締役は、「京セラフィロソフィ」を京セラグループに浸透させるため、自らを含め、京セラグループの取締役及び従業員を対象とした「京セラフィロソフィ教育」を適宜実施する。

II. 内部統制

1. 内部統制の方針

取締役会は、京セラグループの内部統制を「業務を執行する取締役が、経営理念の実現に向けて、経営方針及びマスター・プランを公正に達成するため、組織内に構築する仕組み」と定義する。

取締役会は、「京セラフィロソフィ」の実践を通じ、内部統制を確立する。

2. 内部統制体制

取締役会は、前記 1. の方針のもと、代表取締役に次の体制を整備させる。また、取締役会は、適宜内部統制体制のあるべき姿を求め、この体制を進歩発展させるものとする。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の管理及び保存

代表取締役は、適時適切に情報を開示する体制として「京セラディスクロージャー委員会」を設置するとともに、取締役の職務執行に係る情報を法令及び社内規定に従い、適切に保存する。

(2) 京セラグループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制、並びに京セラグループの全従業員及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役は、京セラグループのリスク管理体制として、リスク管理部門を設置する。また、必要に応じ、諸活動を行う体制を構築する。

代表取締役は、京セラグループの内部通報制度として「社員相談室」を設け、従業員が、法令、定款及びその他の社内規定に違反する行為や違反する可能性のある行為につ

いて報告することのできる体制を構築する。社員相談室は、受領した報告について、公益通報者保護法に沿って取扱い、適宜必要な対応をとるものとする。また、必要に応じ、諸活動を行う体制を構築する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、執行役員制度により権限の委譲と責任体制の明確化を図り、有効かつ効率的に業務を行う。また、業務執行状況を、執行役員から取締役会等へ報告させ、効率的に行われていることを確認できる体制を維持する。

(4) その他京セラグループにおける業務の適正を確保するための体制

前記(1)から(3)に加え、京セラグループの業務の適正を確保し、京セラグループを効率的に運営するための体制として、代表取締役は、京セラグループ経営委員会を設置する。同委員会は、京セラグループの重要事項を審議し、または報告を受ける。また、代表取締役は、京セラグループ各社が業務を適正かつ効率的に執行できるようサポートする部門及び京セラグループの業務の適正性を定期的に監査する内部監査部門を設置する。

以上

当社におけるコーポレート・ガバナンス及び内部統制に関する整備の状況は次のとおりであります。

- ①2000年6月に「京セラ行動指針」を制定。
- ②コンプライアンスの強化及び徹底のため、2000年9月に「リスク管理室」を設置。
- ③2001年1月に「京セラ経営委員会」を設置（2002年8月に「京セラグループ経営委員会」に改称）。
- ④2003年4月に「京セラディスクロージャー委員会」を設置。
- ⑤内部通報制度として、2003年4月に「社員相談室」を設置。
- ⑥経営の効率性を高めるため、2003年6月に執行役員制度を導入。
- ⑦当社及び連結子会社の業務を定期的に監査し、当社の取締役及び監査役に監査結果の報告を行う内部監査部門として、2005年5月に「グローバル監査部」を設置（2010年4月にリスク管理室を統合し、「グローバル統括監査部」に組織変更）。
- ⑧2013年5月に「全社フィロソフィ委員会」を設置。
- ⑨リスクマネジメント体制再構築のため、グローバル統括監査部から総務統轄本部（現 総務人事本部）にリスク管理機能を移し、2014年1月に「リスク管理部」（※）を設置。
- ⑩2016年6月に「京セラグループリスクマネジメント基本方針」を制定。
- ⑪2018年6月に「京セラグループ内部監査委員会」を設置、「京セラグループ内部監査委員会規程」を制定。
- ⑫2018年10月に「グローバルコンプライアンス推進部」を設置。
- ⑬2018年12月に過半数を社外取締役で構成する「指名報酬委員会」を設置。

※2020年4月にリスク管理部をグローバルコンプライアンス推進部へ統合。

【コーポレート・ガバナンス及び内部統制体制の運用状況の概要】

当社のコーポレート・ガバナンス及び内部統制体制は、次のとおり適切に運用が行われております。

- ・監査役会は当期 8 回開催し、昨年 7 月に決議した監査方針・計画に基づき計画的に監査を実施いたしました。また、代表取締役との経営全般に関する定期的な意見交換会を開催いたしました。監査役の職務を補助する従業員の独立性は、基本方針に従い十分に確保されています。監査役に係る費用は監査役会規則に基づく監査計画に沿って年間計画で計上されています。
- ・内部監査部門であるグローバル統括監査部から監査役への監査報告を当期 14 回実施しました。監査役からの業務執行状況の報告要求に応じ、監査役が必要とする情報が提供されており、監査役への報告は適切に行われています。
- ・京セラ監査役会通報制度は、通報者の個人情報は機密として管理され、通報者は通報によって不利益を被ることがない体制となっています。
- ・「京セラディスクロージャー委員会」は、当期 4 回開催し、適時適切に情報を開示しており、審査結果については当委員会の委員長より代表取締役に報告がなされています。また、取締役会議事録、京セラグループ経営委員会議事録、稟議書等、取締役の職務の執行に係る情報は法令及び社内規定に従い、適切に保存されています。
- ・取締役会は、社外取締役 3 名を含む 16 名で構成されており、当期は 13 回開催し、京セラグループの重要事項の決定、業務執行状況の監督を行いました。また、執行役員制度により有効かつ効率的に業務を行う運用がなされています。
- ・「京セラグループ経営委員会」は、当期 24 回開催し、京セラグループの重要事項を審議し、または報告を受けました。また、各間接部門は、京セラグループ各社が業務を適正かつ効率的に執行できるようサポートを行いました。
- ・「全社フィロソフィ委員会」は、当期 2 回開催しました。当委員会ではフィロソフィ教育方針を策定し、国内においては現場重視のフィロソフィ浸透活動を展開し、海外においても地域の実情や事業形態に応じた教育活動を展開しています。
- ・リスク管理部は、京セラグループ内で発生した重大な事案が代表取締役に報告される連絡体制を構築しています。また、2016年6月に制定した「京セラグループリスクマネジメント基本方針」に従ってリスクマネジメント体制を整備し、リスク管理担当者へのリスクマネジメント教育を実施しました。
- ・当社及び京セラグループ各社において「社員相談室」を設け、通報案件について適切に対処しています。
- ・グローバル統括監査部により法令監査を実施したほか、独占禁止法等、各法令の所管部門による遵法教育を実施しています。
- ・「京セラグループ内部監査委員会」は、当期 1 回開催しました。京セラグループ各社の監査結果、課題の報告及び当期監査方針の共有を行い、京セラグループの内部統制の水準向上及び各社の内部監査活動の連携強化を図りました。
- ・グローバルコンプライアンス推進部は、京セラグループのコンプライアンスに関する基本方針及び規程に基づいて、京セラグループ各社や各部門との連絡会議を行い、法令遵守に関する情報の収集・共有を図りました。
- ・「指名報酬委員会」は当期 3 回開催し、取締役会の諮問に応じ、取締役及び執行役員の指名並びに取締役の報酬等に関する審議・答申を行いました。

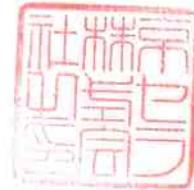
第66期 附属明細書

(事業報告関係)

2019年4月 1日から

2020年3月31日まで

京セラ株式会社



代表取締役社長 谷本秀夫



他の会社の業務執行取締役等を兼務している場合の兼務の状況の明細

区分	氏 名	兼 務 会 社 名	役 職	摘 要
取締役	山 口 悟 郎	京セラインダストリアルツールズ株式会社	取 締 役	同 業 種
		京セラコミュニケーションシステム株式会社	"	情 報 サ ー ビ ス 業
		京セラドキュメントソリューションズ株式会社	"	情 報 機 器 の 製 造
		京セラ興産株式会社	"	不 動 産 貸 貸 業
		株式会社京都パープルサンガ	"	サ ー ビ ス 業
	谷 本 秀 夫	東莞石龍京セラ有限公司	董 事 長	同 業 種
		京セラ（中国）商貿有限公司	"	"
		京セラ韓国株式会社	代 表 理 事	"
		KYOCERA VIETNAM COMPANY LIMITED	取 締 役	"
		京セラインダストリアルツールズ株式会社	取 締 役	"
役員	石 井 健	京セラ精密工具（珠海）有限公司	董 事 長	"
		京セラ精密工具（贛州）有限公司	"	"
		韓国京セラ精工株式会社	代 表 理 事	"
		京セラ洲際電子股份有限公司	董 事 長	"
		京セラドキュメントソリューションズ株式会社	取 締 役	情 報 機 器 の 製 造
	伊 達 洋 司	京セラ管理（上海）有限公司	董 事 長	資 金 管 理
		AVX CORPORATION	取 締 役	同 業 種
		KYOCERA INTERNATIONAL, INC.	取 締 役	"

第66期 計 算 書 類

2019年4月 1日から

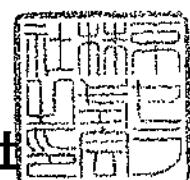
2020年3月31日まで

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表



京セラ株式会社

代表取締役社長 谷本秀夫



貸借対照表

(2020年3月31日)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(2,520,096)	(負債の部)	(504,310)
流動資産	545,872	流動負債	211,358
現金及び預金	153,130	電子記録債務	21,597
受取手形	2,085	買掛金	54,549
電子記録債権	10,490	短期借入金	56,965
売掛金	159,229	リース債務	257
有価証券	22,803	未払金	28,860
商品及び製品	50,756	未払費用	18,865
仕掛品	58,501	未払法人税等	1,303
原材料及び貯蔵品	33,322	前受金	452
前払費用	2,695	預り金	6,322
その他の	53,077	賞与引当金	21,182
貸倒引当金	△ 216	役員賞与引当金	215
固定資産	1,974,224	製品保証引当金	304
有形固定資産	186,780	その他の	487
建物	58,295	固定負債	292,952
構築物	3,400	長期借入金	40,000
機械及び装置	50,917	リース債務	506
車両運搬具	189	継延税金負債	247,338
工具、器具及び備品	22,275	製品保証引当金	624
土地	41,147	その他の	4,484
リース資産	653		
建設仮勘定	9,904	(純資産の部)	(2,015,786)
無形固定資産	12,945	株主資本	1,275,674
ソフトウェア	4,730	資本	115,703
リース資産	23	資本剰余金	194,256
のれん	3,260	資本準備金	192,555
工業所有権	2,726	その他資本剰余金	1,701
顧客関係	1,088	利益剰余金	1,034,990
その他の	1,118	利益準備金	17,207
投資その他の資産	1,774,499	その他利益剰余金	1,017,783
投資有価証券	1,185,887	特別償却準備金	285
関係会社株式	438,508	別途積立金	927,137
関係会社出資金	102,878	繰越利益剰余金	90,361
長期貸付金	25,221	自己株式	△ 69,275
その他の	22,372	評価・換算差額等	740,112
貸倒引当金	△ 367	その他有価証券評価差額金	740,112
資産の部合計	2,520,096	負債及び純資産の部合計	2,520,096

損 益 計 算 書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売 上 高	730,388
売 上 原 価	606,097
売 上 総 利 益	124,291
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	124,989
営 業 損 失	698
営 業 外 収 益	101,535
受 取 利 息 及 び 配 当 金	96,377
そ の 他	5,158
営 業 外 費 用	2,481
支 払 利 息	500
そ の 他	1,981
経 常 利 益	98,356
特 別 利 益	3,390
固 定 資 産 処 分 益	3,389
そ の 他	1
特 別 損 失	3,957
固 定 資 産 処 分 損	1,133
固 定 資 産 減 損 損 失	121
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,697
投 資 有 価 証 券 評 価 損	875
そ の 他	131
税 引 前 当 期 純 利 益	97,789
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	78
法 人 税 等 調 整 額	9,245
当 期 純 利 益	88,466

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	特別償却準備金
当期首残高	115,703	192,555	1	192,556	17,207	504	930,137
当期変動額							
特別償却準備金の取崩						△219	
別途積立金の取崩							△3,000
剰余金の配当							
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			1,700	1,700			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	－	－	1,700	1,700	－	△219	△3,000
当期末残高	115,703	192,555	1,701	194,256	17,207	285	927,137

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計	
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計						
	繰越利益剰余金							
当期首残高	56,612	1,004,460	△72,361	1,240,358	565,210	565,210	1,805,568	
当期変動額								
特別償却準備金の取崩	219	－			－		－	
別途積立金の取崩	3,000	－			－		－	
剰余金の配当	△57,935	△57,935		△57,935			△57,935	
当期純利益	88,466	88,466		88,466			88,466	
自己株式の取得			△26	△26			△26	
自己株式の処分			3,112	4,812			4,812	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					174,902	174,902	174,902	
当期変動額合計	33,749	30,530	3,086	35,316	174,902	174,902	210,218	
当期末残高	90,361	1,034,990	△69,275	1,275,674	740,112	740,112	2,015,786	

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法(定額法)
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他の有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法
デリバティブル	時価法
棚卸資産	評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
商品及び製品・仕掛品	製品・仕掛品は売価還元法 商品は先入先出法または最終仕入原価法
原材料及び貯蔵品	最終仕入原価法 ただし、通信機器等の原材料については、先入先出法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産除く)	定率法 なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物・構築物 2~33年 機械及び装置・工具、器具及び備品 2~10年
無形固定資産(リース資産除く)	定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(2年)によっています。
リース資産	リース期間を耐用年数とした定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しています。
役員賞与引当金	役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しています。
製品保証引当金	保証期間中に発生が見込まれるアフターサービス費用に備えるため、販売済の一部の製品について、過去の支出実績等を基準にして算出した見積額を計上しています。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 過去勤務債務は、発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しています。 数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により発生の翌事業年度から費用処理しています。 なお、当事業年度末において、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過しているため、超過額を前払年金費用として「投資その他の資産」の「その他」に含めて計上しています。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

2. 表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

前事業年度まで無形固定資産の区分に独立掲記していた「技術ノウハウ」（前事業年度220百万円）は、金額の重要な性が乏しいため、当事業年度（当事業年度167百万円）より、無形固定資産の「その他」に含めて表示しています。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

関係会社株式	2,125百万円
--------	----------

② 担保に係る債務

鹿児島メガソーラー発電株の金融機関借入金	14,033百万円
----------------------	-----------

(注) 当該借入金については、鹿児島メガソーラー発電株の全出資者が同社株式を担保に供しています。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 655,322百万円

(3) 保証債務等

経営指導念書

念書依頼先	対象金額	念書の内容
株京都パープルサンガ	400百万円	金融機関からの借入金の返済指導
合計	400百万円	

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	87,395百万円	長期金銭債権	25,161百万円
短期金銭債務	39,933百万円	長期金銭債務	25百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高

売上高	287,339百万円
仕入高	67,832百万円
販売費及び一般管理費	11,088百万円

営業取引以外の取引による取引高 53,836百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	15,186,354株
------	-------------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減 価 償 却 限 度 超 過 額	32,408百万円
繰 越 欠 損 金	14,674百万円
関 係 会 社 株 式 等 評 価	11,624百万円
賞 与 引 当 金 損 金 算 入 限 度 超 過 額	6,355百万円
棚 卸 資 産 評 価	4,740百万円
未 払 金 ・ 未 払 費 用 否 認	3,586百万円
繰 延 資 産	1,889百万円
仮 払 金 ・ 前 払 金 否 認	1,825百万円
関 係 会 社 株 式 等 簿 価 修 正	1,536百万円
そ の 他	4,312百万円
繰 延 税 金 資 産 小 計	82,949百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金	△8,201百万円
評 価 性 引 当 金 小 計	△8,201百万円
繰 延 税 金 資 産 計	74,748百万円

繰延税金負債

そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	△317,191百万円
前 払 年 金 評 価 費	△3,832百万円
土 地 評 価	△865百万円
特 別 償 却 準 備	△122百万円
そ の 他	△76百万円
繰 延 税 金 負 債 計	△322,086百万円
繰 延 税 金 負 債 の 純 額	△247,338百万円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産の他に、リース契約により使用している製造装置、電子計算機等があります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 5,561円83銭
- (2) 1株当たり当期純利益 244円20銭

第66期 附 屬 明 細 書

(計算書類関係)

2019年4月 1日から

2020年3月31日まで

京セラ株式会社



代表取締役社長 谷本 秀夫



1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	46,041	21,717	523(5)	8,940	58,295	159,728
	構築物	2,502	1,482	16	568	3,400	11,815
	機械及び装置	50,990	37,291	978(116)	36,386	50,917	412,764
	車両運搬具	105	165	1	80	189	382
	工具、器具及び備品	20,790	7,837	597(0)	5,755	22,275	69,439
	土地	43,080	44	1,977	—	41,147	—
	リース資産	750	141	1	237	653	1,194
	建設仮勘定	12,153	18,306	20,555	—	9,904	—
	計	176,411	86,983	24,648(121)	51,966	186,780	655,322
無形固定資産	ソフトウェア	1,266	5,307	1	1,842	4,730	—
	リース資産のれん	22	8	—	7	23	—
	工業所有権	4,387	—	—	1,127	3,260	—
	顧客関係	2,825	1,149	—	1,248	2,726	—
	その他の	1,193	—	—	105	1,088	—
	計	642	1,482	945	61	1,118	—
		10,335	7,946	946	4,390	12,945	—

(注) 「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上金額です。

2. 引当金の明細

(単位:百万円)

科 目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸 倒 引 当 金	522	340	279	583
賞 与 引 当 金	21,659	21,182	21,659	21,182
役 員 賞 与 引 当 金	207	215	207	215
製 品 保 証 引 当 金	1,096	305	473	928

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位: 百万円)

科 目	金 額	摘 要
販 売 手 数 料	1,345	
販 売 促 進 費	1,806	
発 送 運 費	8,879	
役 員 報 酬	516	
給 料 及 び 手 当	46,291	給料及び手当には賞与引当金繰入額を含みます。
退 職 給 付 費 用	1,467	
法 定 福 利 費 ・ 厚 生 費	15,269	
広 告 宣 伝 費	2,669	
交 際 費	245	
会 費	237	
寄 付 金	542	
旅 費 及 び 交 通 費	3,741	
通 信 費	480	
水 道 光 熱 費	890	
事 務 用 品 費	92	
消 耗 工 具 費	3,359	
ソ フ ト ウ エ ア 費	4,038	
租 税 公 課	3,526	
修 繕 費	5,935	
賃 借 料	2,537	
委 嘴 報 酬	5,720	
補 修 サ 一 ビ ス 費	127	
技 術 料	547	
試 験 研 究 費	4,536	
設 計 委 託 費	1,924	
減 価 償 却 費	8,344	
の れ ん 償 却 額	1,127	
そ の 他	△ 1,200	
計	124,989	

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

京セラ株式会社
取締役会御中



指定社員 公認会計士
業務執行社員

鎌圭一郎



指定社員 公認会計士
業務執行社員

安本哲光



監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京セラ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

第66期 監査報告書

2020年5月27日

京セラ株式会社
監査役会

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画及び各監査役の業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画及び業務の分担等に準じて、取締役、内部監査部門であるグローバル統括監査部及びその他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、グローバル統括監査部及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社、工場及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。さらに、代表取締役会長及び代表取締役社長と会合をもち、監査上の課題等に関する意見及び情報の交換を行いました。また、子会社については、監査計画に基づき往査を実施するほか、子会社の監査役等との定期的な会合にて子会社の監査状況の報告を受けるとともに、取締役とも意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて重要な会議に出席し、事業の報告を受け、説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、グローバル統括監査部及び子会社の監査役等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、グローバル統括監査部及びPwC京都監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC 京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwC 京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月27日

京セラ株式会社 監査役会

常勤監査役 原田 齊



監査役 西枝 攻



監査役 坂田 均



監査役 秋山 正明



(注) 監査役 坂田 均及び監査役 秋山正明は、会社法第2条第16号及び会社法第335条第3項に定める社外監査役であります。